

用語解説

総面積（1 他）

国土地理院が毎年 10 月 1 日時点のわが国の市区町村別の面積値をとりまとめる「全国都道府県市区町村別面積調」にいう「面積」を指すが、ここには北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）及び竹島を除いた人口密度等の算出に用いる総面積と、これらの地域を含んだ総面積とがある。

なお、5 年ごとに実施される国勢調査の年は国勢調査にいう「面積」を、それ以外の年は、全国都道府県市区町村別面積調にいう「面積」を用いている。

真夏日（4 の関連指標）

日最高気温が 30 度以上の日をいう。25 度以上の日を「夏日」、日最高気温が 35 度以上の日を「猛暑日」という。

冬日（4 の関連指標）

日最低気温が 0 度未満の日をいう。日最高気温が 0 度未満の日を「真冬日」という。

人口推計

我が国の人口（外国人を含む）で、最新の国勢調査人口を基準として、出生・死亡及び出入国者数などを加減して毎月 1 日現在の人口を推計したもの。

人口集中地区（8 の関連指標他）

都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から新たに人口集中地区が設定された。

令和 2 年国勢調査の「人口集中地区」は、国勢調査の基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基礎単位として、(1)原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、(2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域をいう。

人口動態調査（9 他）

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届けられた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数で、日本において発生した日本人の事象を調査対象（速報を除く）とする。

昼間流入人口比率（11 の関連指標）・昼間流出人口比率（12 の関連指標）

国勢調査総人口（常住地）に対する流入（流出）人口をいい、流入（流出）人口とは、国勢調査での従業地・通学地による人口のうち、従業地・通学地が常住地と異なる県にある人口をいう。

民営事業所（19）

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

民営事業所とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

製造品出荷額等（21 他）

1 年間の製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等を含んだ額である。

有効求人倍率（34）

公共職業安定所で取り扱う求職者数に対する求人数の割合で、1 人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示す指標。

「有効」とは当月の新規数と前月からの繰り越し分を合わせたものを指す。

有効求人倍率は、景気の動向とほぼ一致した動きを示す。

都市公園（38）

都市公園法の規定に基づき設置された公園又は緑地をいう。都市公園には、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、緩衝緑地等、国が設置する国営公園などがある。

百貨店・スーパー事業所（40）

「商業動態統計調査」の対象となる従業者 50 人以上の小売事業所のうち、次に該当する事業所で、経済産業大臣が指定する事業所のことである。

①百貨店・・・日本標準産業分類の百貨店、総合スーパーのうち、②のスーパーに該当しない事業所であって、かつ、売場面積が 1,500 m²以上の事業所。（東京特別区・政令指定都市は 3,000 m²以上）

②スーパー・・・売場面積の 50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が 1,500 m²以上の事業所。

NPO 法人認証数（46）

特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき、都道府県又は政令指定都市が設立認証した法人数をいう。この法人格取得には、活動が NPO 法に定める分野の活動に該当することや、営利、宗教・政治活動を目的としないことなどの条件を満たす必要がある。

※NPO 法は、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とした法律。

ボランティア活動（46 の関連指標）

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう。

実収入（47、47 の関連指標）

家計調査でいう実収入とは、いわゆる税込み収入で、世帯員全員の現金収入を合計したもの。勤め先収入、事業・内職収入などの経常収入と受贈金などの特別収入とから成る。

家計消費支出（48）

いわゆる生活費のことで、食料、衣料、電気・ガスなど日常の生活を営むに当たり必要な物やサービスを購入して実際に支払った額である。

消費者物価地域差指数（52）

世帯が購入する各種の財及びサービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を、全国平均価格を基準（=100）とした指数値で表したもの。

消費者物価指数（52の関連指標他）

全国の世帯が購入する家計に係る財・サービスの価格を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの。家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、世帯で購入する財とサービスの種類、品質又は購入数量の変化に伴う世帯の生活費の変化を測定するものではない。現在は平成27年の1年間を基準とした指数を公表している。

児童福祉施設数（53）・保育所等数（54）

令和元年「社会生活統計指標」および令和2年「社会福祉施設等調査」における保育所等数は、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の数の和。

令和2年「社会福祉施設等調査」における児童福祉施設等の総数は、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所等、地域型保育事業所（小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館A型、大型児童館B型、大型児童館C型、その他児童館、児童遊園の数の和である。

刑法犯認知件数（57）

犯罪統計書にいう「刑法犯総数（交通業過を除く）の認知件数」をいう。これは刑法犯認知件数から、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等を除いたもの。

民生費（61）

地域住民のなかで所得あるいは医療保障等を必要とする人に対し、一定の生活水準の維持ないしは向上を目的として計上された経費。①社会福祉費、②老人福祉費、③児童福祉費、④生活保護費及び⑤災害救助費から成る。

被生活保護者数（62）

生活保護とは、生活保護法に基づいて国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度である。被生活保護者数は、現に保護を受けた人員及び保護停止中の人員の計であり、月単位で把握された数の年度間月当たり平均値である。

老人福祉センター（63の関連指標）

老人福祉法に基づく施設で、無料又は低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としており、居住施設ではない。

要介護・要支援者認定数（64の関連指標）

要介護者とは、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要すると見込まれる状態であって、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において審査・判定され、市町村が認定した者をいう。

要支援者とは、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、同じく市町村において認定された者をいう。

老人クラブ数（66 他）

ここでいう老人クラブとは、老人福祉法にいう老人クラブをいい、適正クラブとその他のクラブ（適正クラブ以外）から成る。

適正クラブとは、老人福祉法及び厚生労働省老健局長通知に適合するクラブ（老人の心身の健康の保持増進に資す事業を行ない、会員数がおおむね 30 人以上で相当数の会員が常時参加しているクラブ）をいう。

社会体育施設（76 の関連指標）

一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設をいう。

なお、青少年教育施設等に附帯する体育施設は含まれない。

むし歯（82 他）

むし歯とは、処置完了済みの歯と未処置の歯の両方を指す。なお、ここには乳歯と永久歯の両方が含まれている。

史跡名勝天然記念物指定件数（86 の関連指標）

国が記念物のうち重要なものとして指定したもの。古墳、都城跡などの遺跡で、わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの（史跡）や、庭園、橋りょう、その他の名勝地でわが国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの（名勝）、ならびに動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術上価値の高いもの（天然記念物）が指定されている。

なお、ここには、特別史跡名勝天然記念物の件数も含まれている。

販売農家（90 の関連指標）

経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

林産物素材生産量（94 の関連指標）

ここでいう素材とは、薪炭材及びしいたけ原木を除く用材に供される丸太及びそま角をいう。

普通会計（95 の関連指標）

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

義務的経費（95 の関連指標）

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費及び公債費の 3 つの費目をさす。

投資的経費（95 の関連指標）

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、「普通建設事業費」と「災害復旧事業費」及び「失業対策事業費」の 3 つに大別される。

財政力指数（96）

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

この指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

自主財源割合（96の関連指標）

自主財源とは、地方税、使用料及び手数料など、地方公共団体がある程度収入額を増減できる自前の財源をいう。地方公共団体の自主財源を歳入決算総額で除したものを自主財源割合という。

実質公債費比率（99の関連指標）

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \{(A + B) - (C + D)\} / (E - D)$$

A = 地方債の元利償還金

B = 準元利償還金

C = 特定財源

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E = 標準財政規模

経常収支比率（97、100）

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。